



島教協

《 すべては「子供たちのために」 》

情報 報

http://
www.kyougikai.orgE-mail
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 石原康博 編集人 吉田 修 No.618

島根県教職員互助会

どうなる!? 公益法人制度改革 2



島教協機関紙「情報」No.613 (HPにアップしてあります) でお知らせしてあるように、現在、財団法人・島根県教職員互助会は公益法人制度改革という大きな転機に直面している。平成25年11月末までに新しい法律に基づく法人に生まれ変わらなくてはならない。

これに伴って、多数の法律関係の改正も行われ、現行の事業内容について変更を迫られる可能性もある。このことについて検討するため、「第3回公益法人制度改革検討委員会」が行われ、島教協からは事務局長が参加した。

検討委員会では、昨年全互助会会員を対象に行ったアンケートの結果が資料として配付された。

主なアンケート結果は次の通り。

全会員 8, 153人 回答者数 4, 621人 (回収率56.7%)

◎公益事業として望ましい事業について

- ・ 図書の購入など、奨学金の充実、スポーツ・文化の振興に概ね1/3づつの回答が寄せられた。

◎給付（相互扶助）事業について

- ・ 保険業法の改正により現行通りの事業ができなくなる可能性があることについて、56.6%が年間10万円程度であっても実施すべきと答えた。

◎貸付事業について

- ・ 約半数の48.7%が1件50万円までであっても貸付事業を継続すべきと答えている。
- ・ 一方、現行通りでなくなればメリットがなくなるので廃止するという答は27.8%を占めた。

◎互助会の基本的な方向性について

- ・ 「制度が変わるので、掛金率を下げた必要最小限の事業を実施する」が41.2%、「掛金率はそのまま厚生事業等を主体とした事業を実施する」が35.9%と両方で77.1%を占めた。

◎自由意見

- ・ 非常に広範多岐にわたる意見が記述されていたが、そのほとんどは相互扶助としての互助会の存在意義を認め、何とか事業を継続して欲しいというものであった。
- ・ 純資産（公益目的財産となる）の取扱いについては、移行期間中に少しでも会員に対する還元的な給付を望む声が多かった。それもできるだけ全会員に平等に給付できるものという要望であった。

以上のようなアンケート結果を基に、今後の互助会の方向性について検討された。

裏面に続く

検討委員会での確認事項

以下について確認された。

1 平成25年度以降も大多数の意見に従い、互助会を存続させていく。

2 今後続けていく公益事業は、教育関係の事業とする。

現在の互助会の純資産約50億円は公益事業に使用しなければならない。現在は「文化講演会」や「地区別公益事業」を行っている。

しかしこれだけでは予算規模として不十分である。平成25年度から公益事業として認められる事業を増やすには、来年度から新規の事業をスタートさせ、継続事業としておくことが公益事業としての認定を受ける上で有効である。

来年度からの新規事業として、「学校図書充実事業」と「文化・スポーツ活動支援事業」が検討されている。

学校図書充実事業

小中学校1校あたり50,000円を支給

$50,000円 \times 356校 = 17,800,000円$

全日制高等学校（分校を除く）1校あたり100,000円を支給

$100,000円 \times 41校 = 4,100,000円$

分校・通信制・定時制高校1校あたり50,000円を支給

$50,000円 \times 8校 = 400,000円$

特別支援学校1校あたり50,000円を支給

$50,000円 \times 12校 = 600,000円$

所要額合計 22,900,000円



文化・スポーツ活動支援事業

島根県高等学校体育連盟、島根県高等学校文化連盟等の活動支援

総予算 1,700,000円

3 給付(相互扶助)事業は今後も存続させる。

給付金額の上限を10万円とすれば、保険業法の対象外となる。現在、給付を受けた大部分の人が10万円未満の補助であることから、保険業法の適応除外団体になることができなければ、給付金額を制限してでも存続させていく。

ただし心配なのは高額医療を受けた場合である。現職は共済があるので心配ないのだが、退職互助会の方は心配である。現在は退職時の年齢に応じた出資金（60才で91.6万円）を出して加入すれば、70才まで保健医療機関での自己負担額が全額給付される。これが上限10万円となると加入のメリットは減ってしまう。出資金額の変更や給付年齢の延長も含めて見直していく必要がある。

なお、保険業法の縛りがどこまで掛かるか不明なところもあり、現時点で判断できない部分も多々ある。

4 貸付事業については今後多面的に検討していく。

年利1.9%で安心して借りられることから、上限一杯の300万円を借りる方が最も多いのが現状だが、貸金業法の適用で上限50万円までとなる。利率も変わるかもしれないが、安心して借りられる場所として残すのか、会員のニーズもメリットもなく、事務量が多くコストがかかるようなら廃止も考えるのか、引き続き検討していく。

※このことについては今後互助会の方からもチラシ等による周知がある予定。